

## 平成 14 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 14 年 4 月 26 日 (金) 午後 7 時

場 所 市役所 3 階庁議室

出席者

[委員] 植松美由紀、酒井哲夫、三塚ヨシエ、向田直範、矢吹徹雄

[事務局] 総務部長、情報管理課長、情報公開・統計担当主査、同担当員、市民課長、住民・戸籍担当主査（2 名）、福祉総務課長、企画総務担当員

傍聴者 無し

議 題 • 会長・副会長選出

- 《諮問 1》国機関等に対する本人確認情報の提供について
- 《諮問 2》実施機関以外のものに提供する個人情報について
- 〈報告〉平成 13 年度の実施状況（情報公開・個人情報保護制度）

配布資料

《諮問 1 関係》

- 諒問書
- 石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料 … 書類番号 1
- 審査会資料〔住民基本台帳法抜粋〕 … 書類番号 2
- 本人確認情報を活用できる事務 … 書類番号 3

《諮問 2 関係》

- 諒問書
- 石狩市個人情報保護条例第 10 条に規定する実施機関以外のものへの個人情報の提供についての説明資料
- 民生委員法、児童福祉法（抜粋）文書 … 書類番号 1
- 石狩市民生委員児童委員名簿 … 書類番号 2
- 石狩市民生委員児童委員連合協議会役員・石狩市地区民生委員児童委員協議会役員名簿 … 書類番号 3
- 「市町村長が相当と認める場合」（住民基本台帳法令関係実例抜粋） … 書類番号 4
- 市内に居住する 65 歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者のリスト … 書類番号 5

〈報告関係〉

- 平成 13 年度における実施状況（情報公開制度・個人情報保護制度）
- 平成 13 年度における情報公開制度の実施状況（会議の公開）

〈確認資料〉

- 石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料一覧

## 議事内容

### 1 開会

【事務局】ただいまより平成14年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。なお、この会議につきましては公開で開催されております。

### 2 市長挨拶

【事務局】次に次第にそってすすめさせていただきますが、市長挨拶ということで予定しておりましたが、市長は本日急な公務のため、恐れ入りますがかわって総務部長の白井よりあいさつ申し上げます。

【総務部長】開会に当たりまして、本来であれば市長がご挨拶申し上げることであります。が、今司会にありましたとおり、他の公務が入りまして、委員の皆様にくれぐれもよろしく御審査の方お願いしたいという伝達を受けておりますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

このたび、皆様におかれましては、それぞれご多忙のところ、本審査会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございました。本審査会の性格から申し上げまして私どももいたしましたが、より広い分野から、より深い議論をいただくために最新の注意を払ったところであります。幸いにして、皆様のご理解とご協力とさらには市議会の承認を得まして、現時点で考え得るベストの状態で、2期目の審査会を新たにスタートさせていただいたところでございます。各委員におかれましては、主として公文書のあるいは個人情報の開示・不開示という点についての市の決定が妥当かどうかという点につきまして独立した第3者の機関の立場からの御審議をお願いすることになりますが、公文書や個人情報の開示請求は、何かきっかけがあれば殺到するのが通例と聞いております。できることならば審査会のお世話にならないような行政の運用につとめてまいりたいと考えているところでございますが、もしも皆様のお手をわざらわせるようなことになれば、その時には市に対するお目付け役として、各人がそれぞれの専門分野で培われた知識とこの条例の趣旨・目的にただしまして、厳正かつ説得力のある御判断をいただければと考えるところです。

本日は2件の諮問を予定しているところでございますが、よろしく御審査の程お願い申し上げます。この点、今後3年間よろしくお願ひ申し上げるところであります。今後、各委員におかれましては、大変ご多忙のところ、お時間を割いた中での審査会のご参加をお願いすることになろうかと存じますが、なにぶんにも市のため、ということでございまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

### 3 自己紹介

【事務局】続きまして自己紹介に移らせていただきます。ただいま部長のあいさつにもございましたとおり、このほどの第1回定例会におきまして、委員の皆様の再任が承認さ

れ、今後3年間の任期をお願いすることになりますが、今回初めての審議会となる委員もおられますことから、私のほうより御紹介をさせていただきたいと思います。

向田直範委員をご紹介いたします。向田会長におかれましては、北海学園大学法学部教授として、法学分野において御活躍され、本市情報公開懇話会会长を歴任いたしました。

続きまして矢吹徹雄委員を御紹介いたします。矢吹委員におかれましては、弁護士として豊富なご経験を有され、本市の情報公開懇話会委員を歴任されるなど、情報公開制度の内容に精通されておられるところでございます。

続きまして酒井哲夫委員をご紹介いたします。酒井委員におかれましては、税理士としてご活躍され企業などに関する情報判断の豊富な御経験を有されているところでございます。

次に植松美由紀委員をご紹介いたします。植松委員におかれましては、放送界でご活躍され、知る権利への理解と市民の情報ニーズなど豊富なご経験を有されているところでございます。

次に三塚ヨシエ委員をご紹介いたします。三塚委員におかれましては、民生委員児童委員をはじめ、総務省行政相談員として、広くご活躍されているところでございます。

以上簡単ではございますが、委員の紹介をさせていただきました。

続きまして、事務局を担当している私どもの紹介をさせていただきます。

事務局員の紹介－情報管理課長竹永、情報公開・統計担当主査青柳・情報公開・統計担当江部

#### 4 会長・副会長選出

【事務局】続きまして、会長・副会長選出に移らせていただきます。既にご存知のことと存じますが、会長・副会長の選出は、委員の互選によって定めることとなっております。会長は審査会の意見のとりまとめを行い、審査会を代表します。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行します。選出の方法について委員にお諮りしたいと思います。ご意見をひとつよろしくどうぞお願ひします。

【酒井委員】よろしいですか？特別、会長・副会長のほうから退任したいという話、申し出は無いわけですよね。ありますか？

【事務局】事務局では、聞いておりません。

【酒井委員】できましたら、引き続きお願ひしたいと私は思うのですが。

【事務局】他にご意見ございませんでしょうか？

【三塚・植松両委員】私もそのように思います。

【酒井委員】それでは、多数決で…。

【事務局】只今、前回同様に会長に向田会長、副会長に矢吹委員をとのご意見がございました。皆様の意見の一致により今後向田会長、矢吹副会長でこの3年間よろしくお願ひ

したいと思います。これより会の進行につきましては、会長に議事進行を一任します。  
お願いします。

【向田会長】それでは、2期目と言いますか、今後3年間再び石狩市情報公開・個人情報保護審査会の会長を引き受けさせていただくことになりますて、一言ご挨拶させていただきたいと思います。なお、情報公開懇話会のときから条例の制定ということで矢吹さんと一緒にやってきました、それなりのものが出来たと思っております。ただ、条例をつくっても、運用がなされないと全く意味が無いわけで、この3年間みておりまして、それなりに石狩の情報公開・個人情報保護については及第点をあげられるのではないかと、このように思っております。この3年間われわれの方もそういう流れをバックアップするようなかたちで仕事をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【矢吹委員】先期に続きまして副会長を勤めさせていただきます。会長の補佐をすることになっておりますので、向田先生の足を引っ張らないよう一生懸命やっていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 5 質問1（市民課担当分）

【向田会長】それでは、具体的な本日の質問内容について、事務局から説明をしていただきたい。

【事務局】本日の審査会に質問します案件、2件あります。まず最初に質問書を総務部長より会長に報告申し上げます。

【総務部長】市長にかわりまして質問書を読み上げさせていただきます。

— 質問内容の朗読一国の機関等に対する本人確認情報の提供について

石情報第35号

平成14年4月26日

石狩市情報公開、個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

### 国の機関等に対する本人確認情報の提供について（質問）

平成11年8月、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号。以下「一部改正法」という。）が公布されました。この改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うなど、全国共通の本人確認のためのしくみである住民基本台帳ネットワークシステムの導入が行われることとなったところであります。

このシステムの導入により、本年8月5日から、国の機関等に対する本人確認情報の

提供が行われることに伴い、一部改正法による改正後の住民基本台帳法（以下、「改正住民基本台帳法」という。）第30条の5第2項の規定に基づき、通信回線を用いた電子計算機の結合により、個人情報を北海道知事に通知することとなること、さらには平成15年8月から、住民票の写しの交付の特例（住民票の広域交付）及び住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例（付記転出届）が行われることに伴い、改正住民基本台帳法第12条の2第5項及び同法第24条の2第5項の規定に基づき、通信回線を用いた電子計算機の結合により、個人情報を交付地市町村長及び転入地市町村長に通知することとなることから、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の規定により、下記のとおり諮詢します。

#### 記

- 1 事務の名称 住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴なう実施機関以外のものへの個人情報提供事務
- 2 提供する個人情報の内容
  - (1) 改正住民基本台帳法第30条の5に規定する個人情報
    - ①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所
    - ⑤住所を定めた日 ⑥住民票コード ⑦政令で定める事項
  - (2) 改正住民基本台帳法第12条の2第5項に規定する個人情報
    - ①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④住民となった年月日
    - ⑤住所 ⑥住所を定めた日 ⑦世帯主の氏名及び世帯主との続柄
    - ⑧新たに住所を定めた者については、従前の住所及び届出年月日
    - ⑨住民票コード
  - (3) 改正住民基本台帳法第24条の2第5項に規定する個人情報
    - ①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別
    - ④世帯主の氏名及び世帯主との続柄
    - ⑤戸籍の表示
    - ⑥住民票コード ⑦住所
    - ⑧転出先及び転出の予定年月日
    - ⑨国民健康保険の被保険者又は退職被保険者等の表示
    - ⑩介護保険の被保険者である表示
    - ⑪国民年金の被保険者である表示
    - ⑫児童手当を受けている者である表示

【向田会長】今諮詢を受け取ったわけですが、条例上の関係を説明しておきますと個人情報保護条例第11条の2項にオンライン結合による提供の制限がございまして、これが今回の根拠規定であります。実施機関は、オンライン結合による公文書取扱事務に係る個

人情報の実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

その内容を変更しようとするときも、同様とする。この規定があることから、今回このような諮問があがっているわけです。それでは、内容についての説明をよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

=会議に使う配布資料の確認=《参照：資料一覧》=

=住民基本台帳ネットワークについて資料を使用しながら、説明=

市民課の飯尾と申します。私のほうから資料についてご説明をさせていただきます。まず最初に、住基ネットワークシステムの内容について、簡単ではありますが、資料に基づいて説明させていただきます。書類番号1に目を通してください。これは、住民基本台帳ネットワークシステムについて、まず、趣旨・目的についてですが、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築をいたし、住民の負担の軽減・住民サービスの向上、また、国・地方を通じた行政改革を図っていくことを目的としたしております。また、システムの活用といたしましては、住民基本台帳ネットワークシステムが構築後、どのように活用されるのかということで、ここに3つ列記させていただきました。一つ目といたしまして、住民基本台帳事務の効率化ということで、これは平成15年8月から施行されるのですが、一つとして住民票の写しの広域交付ということで、全国どこの市町村でも住民票の写しがとれるということになります。なお、内容については、諮問の方の説明の中で具体的な説明をさせていただきたいと考えております。二つ目につきましては、転入転出の特例ということで、例を申し上げますと、例えば石狩市の市民が札幌市の北区に転出する場合に、現在の事務でいきますと、石狩市役所の窓口で転出証明をとり、札幌市の北区役所に行って転入届をする、というのが現在の流れとなっております。これがこのシステムが構築されると、石狩市に対して郵送で転出届を提出し、転入地に行って転入届をする。ただこの時には、住民基本台帳カードが必要になってきます。そのカードは、後ほど、ご説明させていただきます。転入する場合に、カードを持って転入届をすれば良いということで、窓口に行くのは、転入時1回だけということで、石狩にくる必要が無いということになります。2番目の国の機関等への情報提供についてでございますが、これは本年8月5日から施行されるものであります。情報提供の提供先及びどのような業務に利用されるかにつきましては、改正住民基本台帳法の別表に明確に規定がされております。それが、書類番号3の《本人確認情報を活用できる事務》ということで一覧表になっております。それで事務の内容については、ここでは説明を省かせていただきますけれども、例で申し上げますと雇用保険の給付、労災保険の給付、恩給・共済年金の支給、宅建の資格の登録…などについての申請の際に例えば住民票が必要であったり、市役所へ行って証明を受けるという行為が、このシステムが稼動することによって、

必要が無くなるということで、市民サービスの向上につながるものと考えております。行政側で見ますと、年金の過払いの防止だとか、行政運営の簡素化、効率化に役立つということになっております。三つ目といたしましては、先ほども申し上げましたが住民基本台帳カードの交付ということで、これは平成15年8月から施行される部分です。これもカードにつきましては、本人の希望により市町村がカードを交付することになっております。このカードにつきましてはICチップが入った、ICカードになっております。利用方法といたしましては、一つには、1番目でご説明いたしました住民票の広域交付、転入転出の特例処理の手続きに活用されることになります。それから、市の条例で定めて独自の利用方法といたしまして、福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなどにも市独自の利用方法といたしまして活用することができるとなっております。また身分証明書、今、石狩市では市民証を発行しておりますが、これ（=住民基本台帳カード）に写真を貼って身分証明書としても活用が可能です。この3つについてこのネットワークが施行されることによって、可能となります。

次に2項目（=書類番号1）をご覧ください2項目につきましては、住民基本台帳ネットワークのタイムスケジュールということで記載をさせていただいております。平成14年度におきましては、この8月5日から第一稼動ということで先ほどもご説明させていただきましたが、国の機関等に本人確認情報の提供が開始されることになっております。平成15年度におきましては平成15年8月からシステムの第二稼動ということで、住民票・住民基本台帳カードの交付、それから住民票の写しの広域交付、更には転入転出の特例措置が行われる状況になっております。

次に3項目（=書類番号1）を開いていただきたいと思います。これは住民基本台帳ネットワークシステムをイメージしたものを図にしたものであります。これは情報の流れを示したものでございます。一番下のほうに市町村の既存住基と書いてありますが、これは住民基本台帳の市のコンピューターという意味です。既存の住基から市町村CSと書いてありますが、これは住民基本台帳ネットワークシステム専用のコンピューターです。これも市に設置されるものです。ですから、情報としては、市町村の既存住基から一旦、住民基本台帳のネットワークシステム専用のコンピューターに情報が提供され、この市町村のCSから北海道のサーバー、コンピューターに情報が流れ、それが指定情報処理機関のサーバーに情報が流れます。ただし、この部分については国の機関等への情報の提供の場合であり、あくまでも情報は、氏名・住所・性別・生年月日・住民票コードそれと付随情報のみが、これまでお話を流れで指定情報処理機関までいくかたちになっております。それで、国の行政機関等で必要な情報を指定情報処理機関に要求をし、指定情報機関から国へ提供される、というかたちになっております。ですから市町村としては基本的に北海道に対して情報を提供するといったかたちになっております。これが国への流れとなります。もう一つが住民票の広域交付、転出転入の特例の扱いの部分につきましては、市町村の既存住基から、市

町村の専用コンピューターに情報が行き、それが県のサーバー、全国ネットワークを通じて、住民票の交付市町村、それから転入先の市町村にデータが行くということで、県のサーバー、指定情報処理機関にはその情報は入らない、というかたちになっており、あくまでも市町村同士の情報のやりとりというかたちになっております。以上、システムのイメージについて説明させていただきました。

次に4頁（＝書類番号1）を開いてください。4頁以降につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護ということで、4頁につきましては、都道府県・指定情報処理機関で保有する情報の限定ということで記載をさせていただいております。①につきましては、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コード・付随情報に法律で限定されております。付隨情報につきましては、前段の氏名・住所・性別・生年月日と住民票コードを変更した場合の情報ということでご理解いただきたい。次に2番目につきましては、都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や、利用目的を法律で具体的に規定しております。これが先ほど申し上げました、書類番号3の《本人確認情報を活用できる事務》として別表に規定されていることです。また行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。それ改正住民基本台帳法によって規定されております。三つ目といたしまして住民票の写しの交付、転入転出の特例等の際には、市町村から市町村へ、先ほどもイメージでご説明いたしましたが、市町村から市町村へ縦柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピューターに情報が保有されることはありません。ということで、これも改正住民基本台帳法にて制度化されております。下の図につきましては、指定情報処理機関が持っている情報として、氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・付隨情報のみを指定情報処理機関で保有しております。国からの請求に基づいて情報を提供します。国自体が請求する場合に、あくまでも先ほど申し上げましたが、改正住民基本台帳法の別表に定められている以外の情報の要求はできないし、また、情報の提供もできることになっております。

次に5項目（＝書類番号1）をご覧いただきたいと思います。住民票コードの利用の限定ということで、民間部門が住民票コードを利用するすることは禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると、刑罰が科せられるということで、それぞれ、改正住民基本台帳法の中で住民票コードの利用制限又は罰則等が定められております。2番目につきましては、行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定されております。これも同じく台帳法の中で住民票コードの利用制限ということで定められております。3つめといたしましては、住民票コードは、無作為の番号で住民の申請により、いつでも変更することができます。ですから施行当時8月5日の時点では、市によって個人個人に付番がされるわけですが、その後市民の方がこの番

号では嫌だという場合には、いつでも変更することができる状況になっております。次に外部からの侵入と内部の不正利用の防止ということで、まず、外部からの侵入防止措置といたしまして、三つここに記載させていただいております。一つ目として、専用回線の利用、ファイヤーウォール、IDSの設置により、不正侵入の防止の措置が行われております。二つ目として通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止する措置がとられています。三つ目としては、万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行うこととなっております。

次に6頁（＝書類番号1）を開いてください。ここでは、内部不正利用の防止についてです。一つ目として地方公共団体・指定情報処理機関のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します。また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が科せられるということで法律で定められております。二つ目として、地方公共団体・指定情報処理機関において操作者用ICカードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者しかコンピュータを操作することができません。また、システム操作者ごとに住基ネットが保有するデータへ接続できる範囲が限定されます。三つ目として、コンピュータの使用記録を保存し、定期的な監査を行うことにより、いつ、誰がコンピュータを利用したのか、追跡調査ができるようになります。四つ目として、全国で研修会が実施されます。五つ目として誰でも、都道府県・指定情報処理機関に対して、自己の個人確認情報の開示請求ができるということで、住民基本台帳法上規定がされております。以上雑駁ではございますが、住民基本台帳ネットワークの概略について説明させていただきました。

続きまして、諮詢事項の2枚目になります、提供する個人情報の内容について、それぞれの情報の内容と提供先、提供方法について資料を見ながら説明をさせていただきます。提供する個人情報の内容として、(1)の改正住民基本台帳法第30条の5に規定する個人情報ということで、書類番号2の9頁を開いてください。上段に書かれております第30条の5は国の機関等への本人確認情報を提供するための条項でございます。どのような情報を提供をするのかということが第1項に記載をされております。第1項の中に市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を都道府県知事に通知するものとするということで記載をしております。第7条につきましては、その中段に記載をされております。第7条の氏名・出生の年月日・男女の別・住所・住所を定めた年月日・次の10頁の住民票コード、これらの情報を北海道知事に通知すると規定しております。次に、どのような通知の仕方をするのか9頁の上段の第2項に規定されております。市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使

用に係る電子計算機に送信することによって行うものとするということで、この規定に基づいて、(1) については実施したいと考えております。

【向田会長】都道府県知事に通知すると、そうすると都道府県単位で国に通知するということになるわけですね。

【事務局】それで、先ほどの図面（＝書類番号1の3頁）に戻りますと、お話しした情報を石狩市の住民基本台帳のコンピュータから、まず住民基本台帳専用のコンピュータにその情報を送りこみます。送り込んだ情報が北海道知事一図では県のサーバとなっていますが、北海道と読み替えてくださいー北海道住基ネットワークの専用コンピュータに情報を送り込みます。

【向田会長】今のは、この部分ですね。

【事務局】はい。この流れの部分です。次に(2)の改正住民基本台帳法第12条の2第5項に規定する個人情報についてご説明させていただきます。資料の5頁を開いていただきたい。資料の5頁の上段に第12条の2が規定されております。第12条の2につきましては、住民票の広域交付をするための条項でございます。広域交付のためにどのような情報を提供するかということが、ここ第3項に書かれております。前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない、ということで政令で定める事項を通知することになっております。この政令が一番下段の住民基本台帳法施行令ということで記載をされています。ここ2項は、法第12条の2第3項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項（同条第4号又は第13号に掲げる事項の記載の請求があった場合にあっては、住民票に記載されている同条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第13号に掲げる事項）とする、とここでどのような情報を提供するかが記載されています。それで、その上に第7条が規定されております。氏名・出生の年月日・男女の別・住民となった年月日・住所・住所を定めた年月日・届出年月日と従前の住所、それと本人請求があつたときの世帯主の継柄と、住民票コードということで、基本的には4号と13号を除いた1号、2号、3号、6号、7号、8号、これが基本的なかたちで情報提供ということになります。それで、通知をどのような方法で行っていくのかということが、上段の第5項に規定しております。住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする、ということで、この規定に基づいて実施したいとするものでございます。先ほどの図面（書類番号1の3頁）でいきますと道のサーバにも入りませんし、このネットワークの中で市町村同士でやりとりを行うというかたちになります。次に(3)改正住民基本台帳法第24条の2第5項に規定する個人情報についてであります。資料（＝書類番号2）の7頁をお開きください。資料（＝書類番号2）の7頁上段の部分第24条の2、この第24条の2につきましては、届出の特例ということで付記転出届についての条項でございます。

この付記転出届が行われた場合、どのような情報を提供するのかということが8頁の上段の第4項に規定されております。転出市町村長は、前項の規定による通知があったときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。ということになっております。この政令で定める事項が7頁の下段に規定されております。法第7条第1号から第5号まで及び第13号に掲げる事項のほかに、住所、転出先及び転出の予定年月日、国民健康保険・介護保険・国民年金・児童手当それぞれの表示をすることになっております。それで、これらの通知方法をどのような方法で通知するのかについては、8頁の上段の5項に記載されております。通知につきましては、前2項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転出地の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ということで、この規定に基づいて行おうとするものでございます。これも先ほど申し上げましたとおり、この情報は北海道のサーバに入らず、市町村同士の情報のやりとりというかたちになっております。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

【向田会長】ありがとうございました。今、御説明がありました。基本的には住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、ネットワークシステムということで全国的にネットワークをつなぐ、そのために段階的にシステム構築を行っていくということですね。それで、このシステム構築は、13年度の分は、ほとんど出来上がっているのですね？

【事務局】そうです。

【向田会長】今これからネットワークシステム第一稼動と、するために準備を進めているのですね。法律は施行されていないですが、準備はしないといけないということで、こういう質問をしているわけですね。それでは、質問等があれば自由にしてください。

－しばしの間－

この最後の内部の不正利用の防止については、現在も個人情報については行われているのですね

【事務局】そうですね。

【向田会長】一部住民基本台帳関係で載ってきておりますが、基本的な個人情報保護の仕組みについても同じですね。

－しばしの間－

いかがでしょう？法律にのっとって、法律の施行にあわせてこのような作業をしていかなければならないということですが…。

－しばしの間－

話は変わりますが、石狩は順調に進んでいるようですが、他の自治体でもこんなに順調に進んでいますか？

【事務局】全国的には、順調に進んでいっているようですが…。

【向田会長】 そうですか。準備の期間がかなりあったからですかね。それでは、特に異論が無ければ、この答申をまとめたいと思いますが…。よろしいでしょうか？

【委員一同】 よろしいです。

【事務局】 答申書を作成している間に、次の諮問に移りたいと思います。それでは、総務部長の白井より諮問させていただきます。

## 5 諮問 2（福祉生活課担当分）

【総務部長】 諒問の二つ目について読み上げます。

－諒問内容の朗読－実施機関以外のものに提供する個人情報について

石情報第 39 号

平成 14 年 4 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

実施機関以外のものに提供する個人情報について（諒問）

民生委員児童委員の職務のひとつに社会調査があり、これは、委員活動の基本となる調査であり、各担当地域内の実情を掌握し、地域住民に対し適切に相談・援助を行える態勢を整えておくことをその目的としています。これまでには、担当委員が前任者から引き継いだ記録を基に追加・修正をしてまいりました。

しかしながら、近年の高齢化・核家族化により高齢世帯が増加していることに加え、プライバシー意識の高まりから、潜在的要支援世帯等の把握が困難な状況となっており、緊急時の対応に時間を要するなどの弊害が危惧されるところであります。今回の石狩市民生委員児童委員への下記の個人情報の提供は、委員がこれを基礎資料として活用することにより、的確に情報を得ることができ、地域住民に対する速やかな対応・支援が図られると考えることから、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、貴審査会の意見を伺います。

記

### 提供する個人情報

市内に居住する 65 歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者（当該年度内に 65 歳に到達する者も含む。）に関する次の 4 項目とします。

(1) 氏名 (2) 住所 (3) 生年月日 (4) 性別

【向田会長】 今のような内容の諒問です。念のために個人情報保護条例第 10 条第 5 号とはどのような意味かと申しますと、第 10 条は利用及び提供の制限ということであります。第 10 条の本文で、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人

情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。と例外を設けてありますて、5号で審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供すると、そのときはこの限りでないという但書があります。それに基づいたこのような個人情報を利用したいということでございます。それでは、趣旨説明をお願いいたします。

【事務局】福祉総務課分に関わります諮問につきまして事前に送付しております書類につきまして説明をしたいと思います。

=会議に使う配布資料の確認=《参用：資料一覧》=

=諮問内容について資料を使用しながら、説明=

【事務局】福祉総務課の阿部と申します。今回の諮問内容について、私の方からご説明申し上げます。まずは目的でございますけれども、民生委員の方に地域に住んでいる高齢者情報提供をすることで、民生委員さんの活動を支え、大きく言えば、地域福祉の推進をはかろうということでございます。民生委員さんの職務につきましては、書類番号1のとおり、民生委員法を添付してございますけれども、ひとつご覧いただきたいと思いますけれども、その第14条にそれぞれ規定されておりまして、大まかに言いますと、民生委員はその能力に応じ自立した生活を送れるよう相談に応じたり、助言や支援を行うこと、また福祉サービスの情報提供を行いまして利用促進を図るなど、住民の福祉の増進を図ることとなっております。また、少子高齢化が進んでいる現在におきましては、地域福祉を担う大きな存在とも、なっているところでございます。これらの職務を遂行するにあたりまして、民生委員さんの実務といたしましては、地域の実状の把握、いわゆる社会調査というものがございます。これは活動の基本となる調査でございまして、各担当地域内に住んでおられる方の実状を把握して、適切に相談や援助が行える体制を整えておくということがその目的となっております。これまでにはその情報というものは市民課の窓口でー《書類番号4》の資料でお伝えしておりますけれどもーこの自治省の通知《書類番号4》に基づきまして住民基本台帳の閲覧という方法が一つ、またはそれぞれ前任者から引き継いだ情報に自分達でさらに地域で足を運んで追加や修正を加えていくということで、民生委員さん自らが行ってきたところでございます。しかし近年の高齢化や核家族化が進んでいることによりまして、世帯状況の変化が大変激しいということや、一人暮らしの高齢者がかなり増えてきていることに加えまして、プライバシーの問題、意識の高まりなどから、いわゆる潜在的にあります支援を必要とする世帯の把握が大変困難になってきております。特に新任の民生委員さんからは、この社会調査がなかなか困難な状況となっておりまして、情報の提供を強く求められているところでございます。このようなことから今回諮問しておりますけれども、個人情報の提供ということは、民生委員さんの活動を支えるため、地域の基礎資料の一つといたしまして、特に、何かと支援の必要性が高くなると思われる65歳以上の高齢者の情報をお知らせす

るということとしております。このことによりまして民生委員さんが活動しやすい環境づくりができるということがございます。また、行政から情報提供することによりまして民生委員全員が同じレベルの情報を持つことになりますて、これまでどちらかというと情報の多い少ないということがございまして、民生委員さんの間で個人差があり、活動に差があるということがございましたけれども、その解消が図られるのではないかと、考えてございまして、また、行政としても、民生委員さんに積極的に資料を提供することで民生委員さんに対しても積極的な指導をできるのではないかと考えているところでございます。なお、書類番号2の方に民生委員さんの名簿を提出させていただいておりますけれども、現在、石狩市には109名の民生委員さんがおられます。その活動につきましては、民生委員法のほかに、老人福祉法、生活保護法などの法律にも規定されているところでございます。また、守秘義務につきましては、民生委員は厚生労働大臣より委嘱をされます都道府県の非常勤の特別職の地方公務員とされておりますけれども、その職務に対する個人情報の取扱いについては、民生委員法の中でも規定されているところでございます。行政といたしましても、これから地域福祉を考える上では、地域の民生委員さんの活動が大変重要であると考えてございます。行政といたしましては、民生委員さんの活動を進める上では、一定の情報の提供は、民生委員さんの活動を支える上からも大変必要ではないかなと考えておりますが、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

【向田会長】ありがとうございました。趣旨説明は今のとおりであります。何か疑問・質問がありましたらどうぞ。

ちょっと教えていただきたいのですが、従来もこの社会調査において個人情報を集めていますよね。それは、どのようななかたちで個人情報を管理していたのですか。

【事務局】民生委員さん個人で管理をするかたちになっています。

【向田会長】今度はどのようになってきますか？

【事務局】基本的には、資料5のようなかたちで情報を提供していきますけれども、これらの情報を民生委員さんの連合協議会がございますので、連合協議会の方に全てをお渡します。それから4つの地区がございますので、その4つの地区にそれぞれ、その担当部分の4つの部分だけがいく、最終的にはその地区の協議会の方で管理をしていただいて、それからそれぞれ一人にお渡しをして管理をしていく、というかたちになっております。

【向田会長】最終的にはそれぞれの委員にいきわたるということですね。

【事務局】そうです。

【向田会長】最終的なところでは、従来と変わらないということですね。

【事務局】はい、変わりません。

【向田会長】どうぞ、御自由に

【植松委員】実際に、民生委員を経験されている方にお話を伺いたいです。

【三塚委員】 実態は、今まで自分で足を運んで、各家庭対象者のところに訪問するのが一番良いのですが、行政では市になってからも対象者を把握していると思いますが、町時代はもう少し道府の方々との関係を密接にできたように思います。22年になりますけれど今はそういう問題では、あの…ですね…。ですから新しい人は、先日も総会がありましたが、ずいぶん困惑して意見が出ました。私たち昔から足を運んでー自分の地域はーそうすることによって、顔を覚えてもらい相手に理解していただき親しみを持って、一言二言交わす言葉が多くなってきますね。今まで玄関先で良かったのですが、今はどうぞお入りくださいと案内されて1時間でも2時間でもお話しをしています。お話を聞いている中で、いろいろと今迄とちがった悩みを持っており、皆さん高齢化になりまして不安がすごくあるんですよね…。ですが家族が札幌にいたり、地方にいたりしても、お元気なおばあちゃんは特に一人で生活しています。

【向田会長】 そうすると、若い委員になってきて、そういうことがなかなか難しくなってきていることが背景にあるのですか？

【三塚委員】 そうなんです。この前にも会議があったのですが、もう少し市の方でも情報提供いただけないだろうかと。でも人数も100何名ですか、増えてからいろいろな問題もありますね。昔はきちんと守ったものですが、今は増えただけに漏れてしまうこともありますもあるようですね。これは足で尋ねていってそこで初めて…。

【向田会長】 漏れるというのは、対象者が漏れるということですか？

【事務局】 はい、周囲に。

【植松委員】 足で運んでというのは、自宅を訪問しなければそこにおいくつの方がいらっしゃるかということがわからないんですか？

【三塚委員】 まず、今までそうでした。ですから、これからは少し市の方でもそういうところをせめて地域の民生委員には…。

【向田会長】 こういう情報をいただくとかなり楽になるのですか？

【三塚委員】 はい、楽になります。ただ、民生委員さんの方もきっと自分の地域の方の分は守ってさしあげないと、不安を先に持ちますからね。

【矢吹副会長】 古くからいる方だと、あそこの家庭にどんな人が住んでいるのかということは、わかると思うんですけど、どうもあの家は引っ越してきたようだとか、そういうのは、勘ですか。

【三塚委員】 町内会に各班がありまして、班の方がいて、家族の構成の分をとってくるのですが、なかなかそれを町内会のほうでは簡単には民生委員の方にはお知らせしていただけないんですね。それは厳しいものがありますね。ですから、もう少し…。

【向田会長】 そういう意味では、きちんとしたプライバシーもあるということですね。

【三塚委員】 自分にも責任があるので…。やっぱり人数が多いとそれだけでなく、同じ町内会に4人いますが、4人で連携して、きちんと守ることは大事にしてお互いに連絡し合うということが一番だと思います。

【向田会長】これを契機に。むしろ、これだけでは駄目で、それは私たちの範囲を越えているのですが、もう少ししっかりやってほしいと。そういうことですね。

いかがでしょうか。かたちとしては書類番号 5 のようななかたちで情報が提供されるのですが。

【向田会長】急激に石狩は高齢化が進んでいますか。

【事務局】本年 3 月で、15.3% です。65 歳以上の方の全人口に占める割合ですが。それでもまだ全道 212 市町村の中では、若いほうですね。当市の場合は花畔団地ができた 48 年頃にはいったその当時 30 代の人、現在の 50 代から 60 代がピークで、その子供達のピークと 2 つの山がありまして、それがそっくり移っていきますので、これから一挙に高齢化が進みます。

【矢吹副会長】住民の移動というのは結構多いですか？

【向田会長】年を取って大変だから札幌に移動するですか。

【事務局】それはあまりないですね。逆に若い人達が東京、札幌に出ていって、お年寄りだけが残るという状態ですね。

【向田会長】それは大変ですね。民生委員さんもね。

【三塚委員】除雪も大変です。いろいろな面で助成をいただいているが、やはり大変ですね。町内会の方がやったり…。

【向田会長】趣旨説明について何かありませんか？

それでは、このようなかたちで答申でよろしいですか？

【委員一同】はい。

## 6 報告

### 平成 13 年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

【事務局】会議の公開状況なんですが、これまでの公開条例第 20 条に会議の公開について規定しており、公開状況をまとめたものがお手元にある一覧表です。会議の公開につきましては、前回の審査会で審査していただきましたが、本年 4 月から施行した市民参加条例の中で規定されており、現在は市民参加制度担当が所管となっており、本審査会での報告は今回が最後となります。平成 13 年度の審議会等の開催状況ですが、開催回数は、公開・非公開あわせて全部で 169 回となっております。会議の種類につきましては、今年度開催されていない会議も含めて 47 種類、そのうち原則公開とする会議が 40 種類、非公開とする会議が 7 種類となっています。

【向田会長】例えば、一部開示・一部不開示という場合に争うという場合は出てきてないわけですね？不服申立てということは。

【事務局】この関係で、さきほど報告した開示請求の 12 に当たるのですが、今現在、請求者が異議申立てをする可能性がございます。異議申立ての請求をしたいということで窓

口に書類をとりにきています。こちらの書類が提出されて異議申立てが出されると、次回の審査会を開催するということになります。

## 7 その他

【事務局】報酬についての説明をさせていただきます。今回、初めての委員さんもいることから、お伝えいたします。日額は、会長 6,900 円、委員の方は 6,100 円となっております。審査会に出席していただくと、報酬及び旅費が支給されることになっています。支払につきましては口座振替で、振り込ませていただきます。

【向田会長】それでは、2 件の答申をしたいと思います。

### 諮詢 1 に対する答申

#### 国の機関等に対する本人確認情報の提供に対する答申

石情報第 35 号にて諮詢された、石狩市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の規定に基づく国の機関等に対する本人確認情報の提供について、妥当と考えることから、提供を可とする。

平成 14 年 4 月 26 日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

### 諮詢 2 に対する答申

#### 実施機関以外のものに提供する個人情報に対する答申

石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、石情報第 39 号にて諮詢された、実施機関以外のものに提供する個人情報について、審査会は、妥当と考える。

平成 14 年 4 月 26 日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

## 8 閉会

【向田会長】以上を持ちまして、会議を終了いたします。どうもご苦労様でした。